

掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、地域産業の振興及び雇用の促進を図るため、企業立地促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「企業立地促進事業」とは、民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1号に掲げる用途地域のうち工業地域若しくは工業専用地域（以下「工業地域等」という。）又は特定区域のいずれかの区域内に工場等を設置する事業をいう。

(2) この要綱において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。

ア 新エコポリス工業団地（第2期）

イ 大東上土方工業団地

ウ 菖蒲ヶ池工業団地

エ 内陸フロンティア推進区域指定要綱（平成26年4月1日付け政地第196号静岡県企画広報部長通知）第4条の規定に基づき県知事の指定を受けた区域のうち、次に掲げる区域（以下「推進区域」という。）

(ア) 上西郷地区産業集積推進区域

(イ) 大坂・土方地区産業集積推進区域

(ウ) 新エコ第3期地区産業集積推進区域

(エ) 南西郷地区産業集積推進区域

(3) この要綱において「工場等」とは、市長が特に立地を推進する施設で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は産業分類の小分類に掲げる分類符号011の耕種農業に係る施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理してこれを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下こ

れらを「工場」という。)

イ 産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設
(以下これらを「研究所」という。)

ウ 産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業若しくは分類符号47の倉庫業若しくは産業分類の小分類に掲げる分類符号484のこん包業の用に供する施設(流通加工等(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。))を行うものに限る。)又はアに規定する製造業若しくは産業分類の大分類Ⅰに掲げる卸売業・小売業の分野に係る施設であって別に市長が定めるものを除く施設
(流通加工等を行うものに限る。)(以下これらを「物流施設」という。)

(4) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する工場等の新設又は増設をいう。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 企業等が、工場等の建物を新築し、又は機械設備を購入するとともに、業務を開始すること。

(イ) 企業等が、その子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは関連会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。)と共同して、工場等の建物を新築し、又は機械設備を購入するとともに、業務を開始すること。

イ 当該事業に係る工場等の建物の新築又は機械設備の購入をした企業等(アの(イ)に該当する場合にあっては、そのうち1以上の企業等)が、用地に係る権原の取得(以下「用地の取得」という。)をすること。

ウ 造成済の用地の取得をした場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地を取得した場合にあっては取得後5年以内に業務を開始すること。

エ 取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること(研究所を除く。)

オ 当該事業に係る事業所の特定企業等(当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。)の従業員数(県内に住所を有する従業員(パートタイマーを除く。))にあっては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有するパートタイマーにあっては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。)が業務を開始する時に10人以上であること(研究所を除く。)

- カ 既に県内に事業所のある特定企業等については、次のいずれかに該当すること。
- (ア) 業務の開始に伴い、県内における従業員の数が1人以上増加すること。
 - (イ) 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、減少することなく、市長が別に定めるところにより算出した県内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。
- キ 物流施設については、別表1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。
- ク 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。
- ケ 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。
- コ 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等又は既に地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号静岡県商工労働部長通知）に基づく補助金の交付を受けた市町から補助を受けた企業等若しくは既に指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあつては、当該事業に係る投資設備に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費（新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）第3(1)ウの本文の経費）を除く。）が、工場及び物流施設にあつては5億円以上、研究所にあつては1億円以上であること。
- (5) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項又は第2項の博士の学位を有する者
 - イ 学校教育法第104条第1項の修士の学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が1年以上のもの
 - ウ 学校教育法第104条第1項の学士の学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が3年以上のもの
 - エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が5年以上のもの
 - オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる開発

又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が7年以上のもの

第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

- ア 企業立地促進事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費に別表2の左欄に掲げる区分に応じ同表中欄に掲げる割合を乗じて得た額
- イ 企業立地促進事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費の額（新規雇用従業員の数に100万円を乗じて得た額を限度とする。）

(2) 補助額

(1)のア及びイに掲げる額の合計額とし、別表2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる額を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 企業等概要調書
- ウ 工場等の設置に係る事業計画書
- エ 収支予算書
- オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 第2の(4)のオに規定する業務を開始する時の従業員数及び第2の(4)のクに規定する業務を開始する時の研究員の人数並びに第2の(4)のカに規定する業務の開始に伴い増加した従業員の数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第2号）
- イ 変更事業計画書
- ウ 変更収支予算書

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 完了報告書（様式第3号）
 - イ 事業実績書
 - ウ 収支決算書
 - エ 設備の設置状況（物流施設の場合に限る。）
 - オ 新規雇用従業員名簿
 - カ 研究員名簿（研究所の場合に限る。）
 - キ 土地登記事項証明書の写し
 - ク 土地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - ケ 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し

コ その他参考となる書類

(2) 提出期限

業務開始の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日（市長が別に日を指定したときは、その日）まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

- 1 この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。
- 2 掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 平成24年4月1日前に事業に着手した工場等の新設及び増設又は用地を取得（賃貸借等を含む。）し、かつ、事業に着手した工場等の新設及び増設に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 平成28年4月1日前に事業に着手した工場等（改正後の掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱第2の(3)に規定する工場等をいう。）の設置に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 平成30年4月1日前に事業に着手した工場等（改正後の掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱第2の(3)に規定する工場等をいう。）の設置に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 1

種 類	設 備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表 2

区 分	割 合	限度額	
推進区域	1 別表 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合	5分の2	4億円
	2 1に該当しない場合	10分の3	3億円
特定区域（推進区域を除く。）及び工業地域等	1 別表 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合	10分の3	3億円
	2 1に該当しない場合	5分の1	2億円

別表 3

区 分	対 象 施 設
製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 食料品製造業 (2) 清涼飲料製造業 (3) 酒類製造業 (4) 茶・コーヒー製造業 (5) 医薬品製造業 (6) 医療用機械器具・医療用品製造業 (7) X線装置製造業 (8) 医療用電子応用装置製造業 (9) 医療用計測機器製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 化学繊維製造業 (2) 炭素繊維製造業 (3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。） (4) プラスチック製品製造業 (5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） (6) 窯業・土石製品製造業 (7) 鉄鋼業 (8) 非鉄金属製造業 (9) 金属製品製造業 (10) はん用機械器具製造業 (11) 生産用機械器具製造業 (12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く。） (13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） (15) 情報通信機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） (17) その他の製造業 2 製造業（1に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。） 3 耕種農業	工場（主として左欄に掲げる事業の用に供する工場であって、市長が別に定めるものに限る。）

備考 区分の欄に掲げる業種区分は、産業分類に掲げる業種をいう。

企業立地促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
申請者 名 称
代表者 ㊟

年度において企業立地促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 その他

企業立地促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
申請者 名称
代表者 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた企業立地促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更事業計画書 別紙のとおり
- 4 変更収支予算書 別紙のとおり
- 5 その他

完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
報告者 名称
代表者 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた企業立地促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 新規雇用従業員名簿 別紙のとおり
- 5 研究員名簿 別紙のとおり
- 6 土地登記事項証明書の写し 別紙のとおり
- 7 土地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し 別紙のとおり
- 8 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し 別紙のとおり
- 9 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 10 交付決定を受けた額 円
- 11 その他

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者 氏 名 ㊟

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた企業
立地促進事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
請求者 名 称
代表者

㊞

口座振替先金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人